

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
27 頁	24 行-37 行	<p>(イ) 「全国向け放送」のソフト事業者の数</p> <p>「全国向け放送」においては、「映像・音響・データといった放送の形態」「リアルタイム・ダウンロードといった放送の態様」「報道、スポーツ、音楽といった放送番組の内容」等が想定されており、こうした多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てることが求められる(注)。</p> <p>このため、「全国向け放送」に用いるV-HIGHの周波数帯域幅が14.5MHzであることからすれば、こうしたことを踏まえつつ、放送の多元性、まとまった周波数帯域幅を有するソフト事業者間の競争環境等を確保するために、複数のソフト事業者(例えば2~4事業者程度)を前提とすることが適当である。</p> <p>なお、具体的なソフト事業者の数については、今後更に検討を進めることが適当である。</p> <p>(注) 例えば、「ワンセグ」相当の動画10ch程度をまとめたサービスを展開するには、約5MHzの周波数帯域幅が必要となる。</p>	<p>一つのソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域を割り当てるに際しては、マスメディア集中排除の理念上から、2~4のソフト事業者の数は少ないと考えます。</p> <p>また、現在多チャンネル放送を実施しているCS放送においてであっても、複数チャンネルの免許を保有している委託放送事業者が実質的に運営しているチャンネル数は、多くても5チャンネル程度、殆どは3チャンネル以下であることから、「全国向け放送」へ参入するソフト事業者の数は、10~15事業者程度が現実的であり好ましいと考えます。</p>
29 頁 -30 頁	29 頁 36 行- 30 頁 21 行	<p>ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>地上放送については、ハードについての免許(地上放送をする無線局の免許)を取得する事業者が、放送番組の「編集」を行うソフト事業者となる仕組み(ハード・ソフト一致の制度)がとられている。</p> <p>他方、衛星放送については、ソフト事業への参入の容易化等のため、いわゆる「ハード・ソフト分離」の制度が導入されている。この制度では、ハードを整備する事業者が電波法上の放送局免許(衛星放送をする無線局の免許)を取得し、放送番組の「編集」を行うソフト事業者は、このハードの利用を前提として、放送法上の認定を取得することとなる。</p> <p>この点、マルチメディア放送については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、 <p>等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p> <p>また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている(注)。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>ハード・ソフト分離制度は、大変好ましく賛成いたしますゆえ、ハード事業者に対し、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置する際には、35ページ「(ア) 利用者の限定」、37ページ「(ウ) ソフト事業者とハード事業者の間の規律」、にて記載されている内容が十分配慮・反映され、機能することが必要であります。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
34 頁	6 行-26 行	<p>イ サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p> <p>ウ 公共的役割</p> <p>マルチメディア放送については、個々の国民の情報ニーズはもとより、一定の社会的ニーズに応えるための公共的役割を果たすことが期待される。</p> <p>例えば、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方情報を全国発信する役割 ・ 外国人向けの放送を実現する役割 ・ コンテンツ市場の活性化に寄与する役割 <p>が考えられる。</p>	<p>「イ サイマル放送の扱い」に記載されている、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者への優遇、「ウ 公共的役割」に記載されている、コンテンツ市場の活性化に寄与する役割に対する期待、などから、テレビ番組(映像と音声)のサービスを実施するソフト事業者間の比較審査がなされる場合には、既存番組の買い付けによる放送(ソフト)事業者ではなく、オリジナル制作番組を多く保有するソフト事業者への優遇を期待します。</p>
35 頁	1 行-16 行	<p>(2) 番組関係以外</p> <p>ア 有料放送・無料放送の別</p> <p>現在の地上放送は、広告収入を財源とする「無料放送」により行われているが、マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル(例えば、放送の聴取は無料であるが、それと同時に録音することは有料とするモデル)が考えられる。また、「無料放送」についても、従来の広告費にとどまらず、通信サービスとの連携等により、いわゆる販売促進費を視野に入れた事業展開が想定される。</p> <p>この「無料放送」の部分をもどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者委ねることが適切と考えられる。</p> <p>しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。</p>	<p>一定量の無料放送の確保に関しては、有料放送モデルの事業性そのものに対し阻害要因とならない限りにおいて適用されることを期待します。</p>

以上